

令和7年度 事業計画

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

I 事業活動基本方針

青色申告会は、申告納税制度の中核であり、活動の原点である青色申告制度の普及や、納税道義の高揚に資する事業活動を通じ、青色申告会の会員の事業活動、並びに地域社会に寄与することを会活動の基本方針とする。

そのためには、会員増強を図り、組織基盤を堅固にし、会員の質的向上を図り、税務行政の円滑な運営に協力し、合わせて申告納税制度の発展に寄与することを基本目標とする。

京橋青色申告会は、小規模事業者を支援するため、税理士会京橋支部と協調を図り、指導環境の整備と高度化に努め、地域社会からの期待に応えられる事務局指導体制の向上に努める。また、講習会等を通じ会員の記帳能力の向上や適正な申告の啓蒙に努める。

II 事業計画

I 指導・相談に関する事業

- (1) 青色申告制度及び消費税改正等の周知と広報に努めるとともに、正しい記帳と決算を推進する「記帳指導の青色申告会」として会員の記帳水準の向上に取り組む。
- (2) 「正規の簿記」に基づいた記帳の普及のため会計ソフトを利用し、自計できるまで個別指導を積極的に行う。
- (3) 税制改正への適切な対応を図るため、指導体制を充実し、講習会を開催する。
- (4) 会員の幅広いニーズに対応するため、非対面・非接触型の記帳指導に対応する。
- (5) 確定申告期に東京国税局にて「確定申告書作成会場」が開設される場合は「青色コーナー」での従事や新入会員の勧奨に積極的に取り組んでいく。
- (6) 消費税「インボイス制度」の事業者へ登録した者に対して、記帳に苦慮しないように、個別相談会を積極的に開催する。
- (7) 所得税・消費税の適正申告の推進を円滑に実施していくために、税制改正等個人事業主に必要な情報を会報・ホームページ等を利用し伝える。